

京都市告示第 330 号

京都市里道管理条例第 4 条の規定に基づき、次の里道を廃止します。

当該里道の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 19 年 1 月 10 日

京都市長 榎 本 頼 兼

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	板橋里0006号	伏見区寝小屋町54番地の1 同上	
2	下鳥羽里0001号	伏見区下鳥羽松若町31番地の3地先 同上	
3	下鳥羽里0002号	伏見区下鳥羽広長町9番地地先 同町18番地の1地先	
4	下鳥羽里0003号	伏見区下鳥羽広長町9番地地先 同町18番地の1地先	
5	下鳥羽里0005号	伏見区横大路三栖山城屋敷町7番地の1地先 同町21番地地先	
6	下鳥羽里0006号	伏見区横大路三栖山城屋敷町7番地の1地先 同町21番地地先	
7	下鳥羽里0007号	伏見区横大路三栖山城屋敷町7番地の1地先 同町21番地地先	
8	横大路里0009号	伏見区横大路三栖山城屋敷町7番地の1地先 同町21番地地先	

(建設局道路部道路明示課)